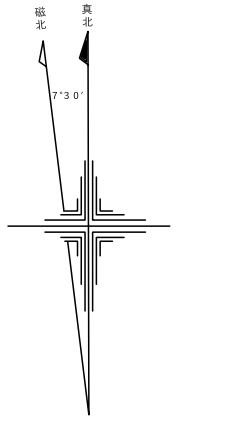




山形県
庄内市

庄内市
安佐北区



	普通建物		普通無壁合
	堅ろう建物		堅ろう無壁合

△ 25.6	三 角 点	■ 25.62	公 共 基 準 点 (水 準 点)
□ 25.62	水 準 点	⤵ 25.6	電 子 基 準 点
◇ 25.6	多 角 点 及 び 複 数 石 段 点 を 複 合 した 点	・ 25.6	標 石 を 有 し な い 標 高 点
▽ 25.6	公 共 基 準 点 (水 準 点)	・ 25.6	図 化 機 測 定 に よ る 標 高 点

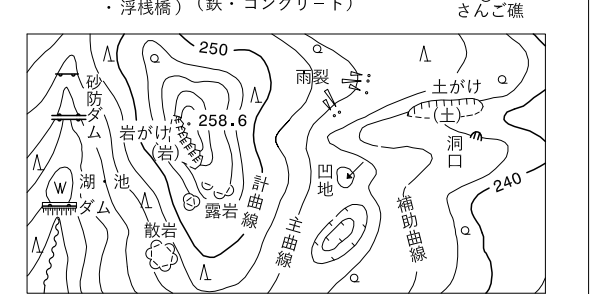
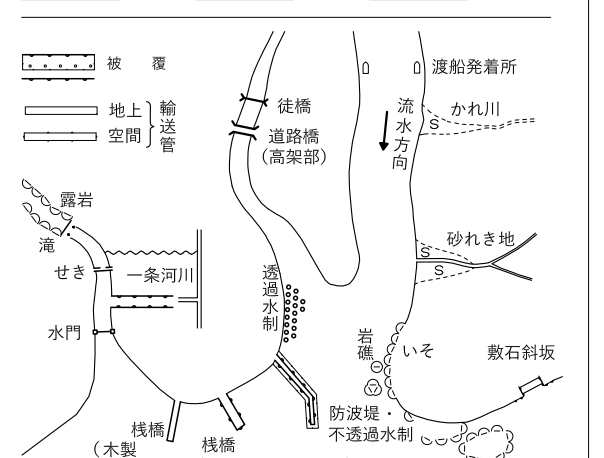
[illegible]

-----	区域界	☼	噴火口・噴出口
⊙	駐率場	♂	温泉・鉱泉
⌒	材料置場	・	指示点
////	太陽光発電設備		

	通過路(地区路)		普通 快速道
	快速 道		高速 快速道
	環状 道路		特殊 快速道
	建設中の道路		雲
	橋を跨る道路		建設中の鉄道
	道路の交差		快速 道路
	歩道・分離帯		プラットホーム 及び踏切線
	石 段		駅通のトンネル
	地下 街		停留 所
	地下街等出入口		駅通の電線
	道路のトンネル		
	水		

— — — — —	都 府 県 界	— — — — —	町 ・ 村 ・ 指定都市の区界
— — — — —	北海道の支庁界	— — — — —	大字・町(町界)
— — — — —	区 ・ 市 ・ 東京都の区界	— — — — —	所 属 界
— — — — —	植 生 界	— — — — —	地 域 界

日	出	○	重樹園	♡	園庭
▽	庭	○	その他の 樹木	山	荒地
+	きと う 園	一	芝地	▽	はいね地
+	パイッ プル		広葉 葉林	▽	しの地 (雑地)
▽	森	見	針 葉林	で	やし 何様
△	茶	△	竹	△	湿地



「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

C6

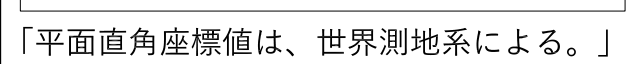
[illegible]

「この測量成果は、建設省国土大臣の承認及び助言を得て、
同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 元 中 第 48 号」

「この測量成果は、建設省国土大臣の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 中 第 172 号」

「この測量成果は、建設省国土大臣の承認を得て、
同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 中 第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び防衛を得て、
国院所管の測量増及び測量成果を使用し得たものである。
(承認番号) 平14 中公 第365号」
「この測量成果は、国土地理院長の防衛をうけて得たものである。
(防衛番号) 平21 中公 第131号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び防衛を得て、
国院所管の測量増及び測量成果を使用し得たものである。
(承認番号) 令1 中公 第22号」



廣 島 市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び防衛を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 元 中 第 48 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の防衛により得たものである。
(防衛番号) 平 2 中 第 172 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 中 第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び防衛を得て
閣院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平14 中公 第365号」

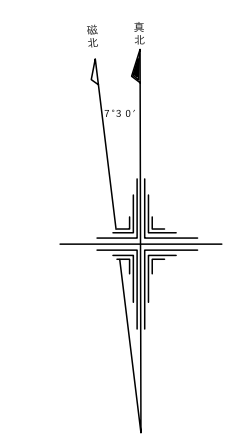
「この測量成果は、国土地理院長の防衛をうけて得たものである。
(防衛番号) 平21 中公 第131号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び防衛を得て
閣院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令1 中公 第22号」



行政区画

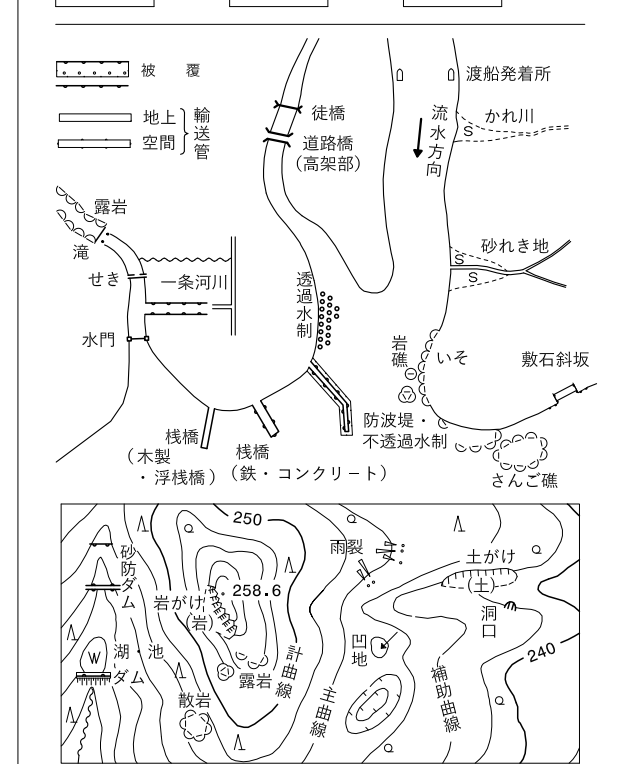
広島市
安佐北区



記 号

[illegible][illegible]

----- 畜 生 界 -----			----- 鹿 地 界 -----		
日	田	○	栗 樹 園	○	鹿 庭
▽	厩	○	その地の 新木地	山	栗 地
▽	とび道	...	正 地	▽	はい地
◇	パイナップル地	○	広 野	▽	し の 地 (平地)
▽	桑 地	△	針 葉 林	▽	や し 杉 林
△	茶 地	▽	竹 林	△	沼 地



「平面直角座標値は、世界測地系による。」

廣島市

C8

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び附言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号） 平 元 公 第 4 8 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の附言をうけ得たものである。
（附言番号） 平 2 公 第 1 7 2 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号） 平 8 公 第 1 6 0 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 14 中 公 第 365 号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言を求めて得たものである。
(助言番号) 平 21 中 公 第 131 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令 1 中 公 第 222 号」

(1)	影 聖徳62年 3月	オートグラフA7、ステレオプロッターA8
	利 國 昭和63年 9月	
	作 業 機関 国産航太・ヒロココンサル共同企画案	
(2)	影 平成 2年11月	
	修 正 平成 3年 3月	オートグラフA7、ステレオプロッターA8
	作 業 機関 王野総合コンサル社・内外エンジニアリング共同企画案	
(3)	影 平成 7年11月	
	修 正 平成 8年12月	オートグラフA7、ステレオプロッターA8
	作 業 機関 国産航太株式会社	
(4)	影 平成13年11月	
	修 正 平成15年11月	ステレオプロッターA8
	作 業 機関 株式会社ヒロココンサル	

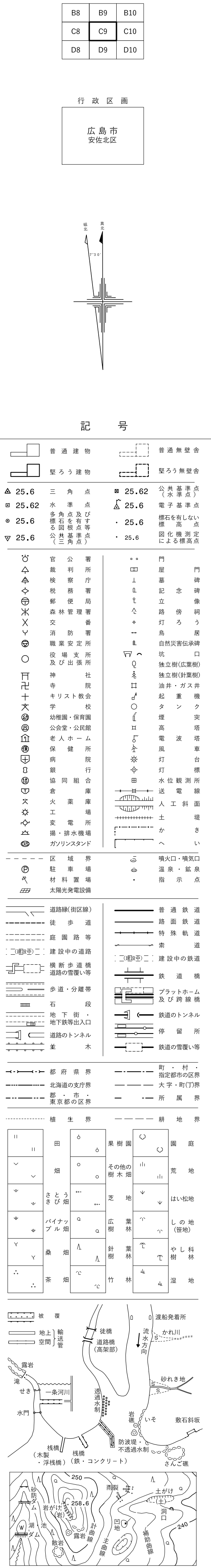
(5) 撮影 平成21年 2月
修正 平成22年 3月 関氏名入
作業機関 株式会社日航コンサルタント

(6) 撮影 平成28年11月
修正 令和2年 3月 SUMMIT
作業機関 株式会社、エフエフ

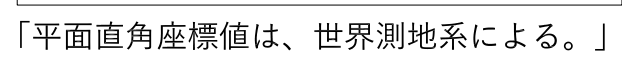
座標系 第三系
等高線間隔 2 m

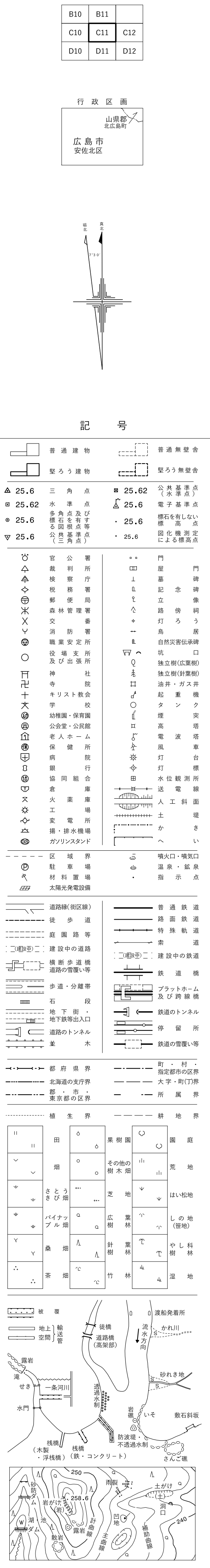
著作權所有者

広島市



広島市





「平面直角座標値は、世界測地系による。」

廣島市

C11

(1) 編 劇 昭和62年 9月 作 者 堀内真樹 製作機構 国際映画・ヒロコソシアル共同企業体	(5) 編 劇 平成21年 2月 作 者 中村 誠 製作機構 株式会社日経コンサルタント
(2) 編 劇 平成 27年11月 作 者 平塚 幸三 製作機構 オートグラフィア、ステレオプロクター・A8 王野総合コンサルティング・内外全ニッパリング共同企業体	(6) 編 劇 平成28年10月 作 者 今岡 2 年 3月 製作機構 株式会社ハスロ
(3) 編 劇 平成 7年11月 作 者 田中 隆雄 製作機構 オートグラフィア、ステレオプロクター・A8 国際興業株式会社	S U M M I T
(4) 編 劇 平成13年11月 作 者 田中 隆雄 製作機構 平成15年11月 ステレオプロクター・A8 株式会社日経コンソーカル	愛 媛 県 東 部 系 産業振興課 フォム

著作権所有者 広 島 市

0 100 200 300 400 500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 2 公 第 48 号」

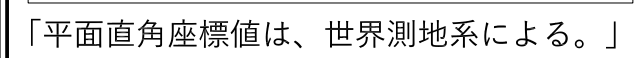
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 公 第 172 号」

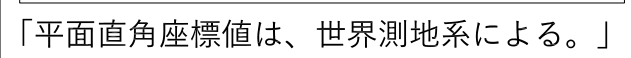
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 公 第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
 (承認番号) 平 14 中 公 第 365 号」

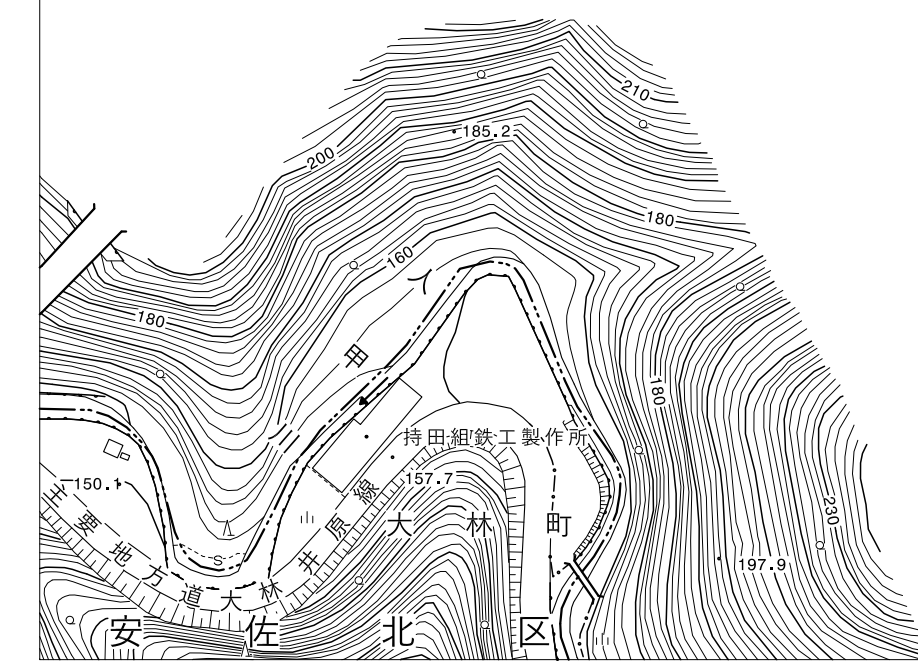
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
 (助言番号) 平 21 中 公 第 131 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
 (承認番号) 令 1 中 公 第 22 号」

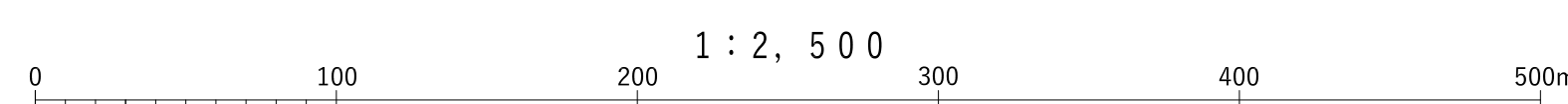




廣島市



安芸高田市



「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 中 公 第 48 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 中 公 第 172 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 中 公 第 160 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
四院所管の測図標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 14 中 公 第 365 号」

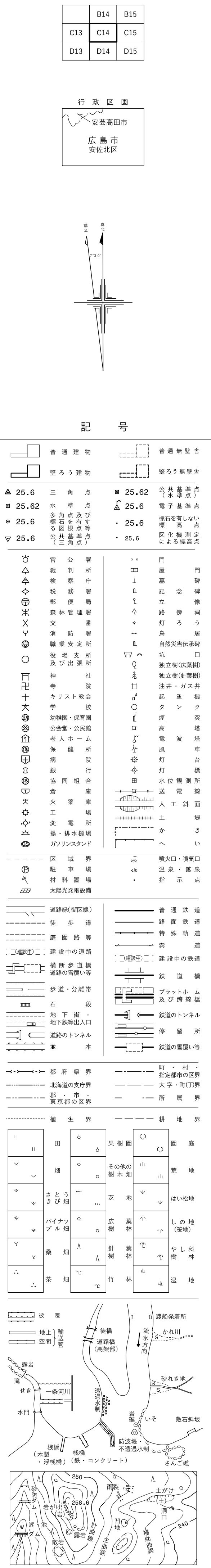
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 21 中 公 第 131 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、
四院所管の測図標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令 1 中 公 第 22 号」

C13

1) 演 題 昭和62年 9月 作 業 機 関 昭和62年 3月 作 業 機 関 国際関係、エコノミクス研究センター	オートダファA7、ステレオプロッターA8	5) 演 題 平成21年 2月 修 正 平成22年 3月 作 業 機 関 株式会社 園化名人 作 業 機 関 株式会社 園化名人コンサルtant	SUMMIT
2) 演 題 平成 27年11月 修 正 平成 28年11月 作 業 機 関 玉野野谷総合センター、内務省エンリテリグ部企画課	オートダファA7、ステレオプロッターA8	6) 演 題 平成28年11月 修 正 平成28年 2月 作 業 機 関 株式会社 バイコ	
3) 演 題 平成 27年11月 修 正 平成 28年12月 作 業 機 関 国際関係センター	オートダファA7、ステレオプロッターA8		
4) 演 題 平成31年11月 修 正 平成31年11月 作 業 機 関 株式会社 エコノミクス	ステレオプロッターA8		

座標系	第Ⅲ系	著作権所有者	広島市
等高線間隔	2 m		



「平面直角座標値は、世界測地系による。」

廣島市

C14

(1)	堀 彰 夫 作業時間	昭和62年 9月 昭和63年 3月 国際航路・ヒロコソサキ共同企業体	オートグラフA7、ステアロプロッターA8
(2)	堀 彰 夫 作業時間	平成 2年 11月 平成 3年 3月 野村総合システム・内外エンジニアリング共同企業体	オートグラフA7、ステアロプロッターA8
(3)	堀 彰 夫 作業時間	平成 7年 12月 平成 8年 11月 国際航業株式会社	オートグラフA7、ステアロプロッターA8
(4)	堀 彰 夫 作業時間	平成 13年 11月 平成 15年 11月 株式会社ヒロコソサキ	ステアロプロッターA8

(5)	編 修	野 正	平成 21 年 2 月 平成 22 年 3 月	国化名人 作業機関 株式会社日経コンサルタント
(6)	編 修	野 正	平成 28 年 10 月・11 月 令和 2 年 3 月	SUMMIT 作業機関 株式会社 バスコ

著作権所有者 広 島 市

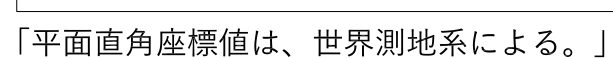
0 100 200 300 400 500mm

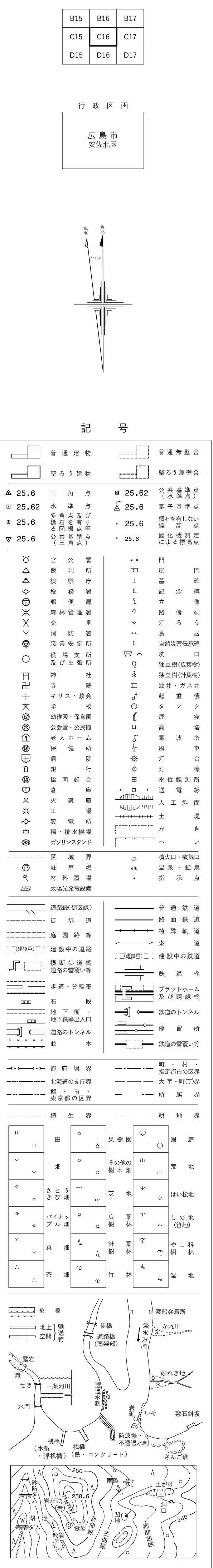
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 元 中 公 第 4 8 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 中 公 第 1 7 2 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 中 公 第 1 6 0 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
 (承認番号) 平 14 中 公 案 365 号」
 「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。」
 (助言番号) 平 21 中 公 案 131 号」
 「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。」
 (承認番号) 令 1 中 公 第 22 号」





「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

1000

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 元 公 第 4 8 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平 2 公 第 1 7 2 号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平 8 公 第 1 6 0 号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平14 中公 第365号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
(助言番号) 平21 中公 第131号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令1 中公 第22号」

C16

